

平成 29 年 3 月 吉 日

クラブチーム登録 各位

新潟県クラブバスケットボール連盟
会 長 長 谷 川 聡

平成 29 年度 新潟県バスケットボールリーグ開催に関するお知らせ

平素より、当連盟の事業につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、JBA 日本バスケットボール協会のガバナンス改革により、バスケットボールの目指す方向性が示され、現在、組織や大会等の改革が進みつつあります。

新潟県バスケットボール協会においても、社会人カテゴリー（社会人連盟）における会議を設けて話し合いを行っている状況であります。

つきましては、県内のチームにおける試合数の確保を念頭に、クラブ登録チームを中心に別紙要項案により、次年度よりリーグ戦による試合を計画しておりますので、お知らせいたします。

初めての試みですが多くのチームの参加をお願いします。

記

1. 日 時 平成 29 年 6 月～ 平成 30 年 3 月
2. 会 場 新潟市西蒲区 岩室地区体育館 他
3. 参加資格 新潟県バスケットボール協会及び新潟県クラブバスケットボール連盟に登録されたチーム及び選手
4. 参 加 費 30,000～45,000 円（参加チーム数により変動）
5. そ の 他 詳しくは大会要項を参照してください。
なお、社会人連盟移行の為のリーグ戦開催になります。

平成29年度新潟県バスケットボールリーグ開催要項(案)について

標記大会を下記により開催いたします。つきましては、貴チームの参加をご検討下さい。

記

- | | | |
|----|----------------------------------|---|
| 1 | 主 催 | 新潟県バスケットボール協会・新潟県クラブバスケットボール連盟 |
| 2 | 主 管 | 各地区バスケットボール協会 |
| 3 | 期 日 | 平成29年6月 ～ 平成30年2月 |
| 4 | 会 場 | 連盟指定会場 |
| 5 | 競技方法 | 各部のリーグ戦(順位は勝率及び得失点差)
男子の部
1部 8チーム
2部 8チーム
3部 8チーム
4部 8チーム
女子の部
1部 8チーム |
| 6 | 競技規則 | 日本バスケットボール協会現行競技規則による。 |
| 7 | 参加資格 | 新潟県バスケットボール協会に登録されたチーム及び選手 |
| 8 | 参加料 | 40,000円 |
| 9 | 試合使用球 | モルテン・・・要交渉 |
| 10 | 会場・日程・組み合わせ・審判割・コート別責任チーム割等は後日別紙 | |
| 11 | 注意事項 | 登録は年間登録とし、他チームへの移動は認めない。違反した場合はリーグ戦への参加を認めない。
チーム登録はTeamJBAで登録を行うこと。
1チームにつき1登録すること。
ア)追加選手登録は通年で行うことができる。(ただし、試合の2日前までに登録し入金完了すること)
イ)チーム登録は入金をもって完了とする。(平成29年5月末までに入金がない場合は参加できません)
ウ)会場不都合以外はゲームの変更は認めないものとする。
エ)やむなく棄権しなければならない場合は、試合1ヶ月前までに、相手チーム、審判、事務局への連絡を厳守し、割当・審判・TO等は必ず行うこと。
オ)割当られた審判は万難を排し、当該チームで責任を果たすこと。
カ)会場はコート別に各チーム割当制です。
キ)会場となる体育館の使用規定を厳守のこと。又駐車は所定の駐車場へ駐車のこと。
(各公共施設が委託業務となり、使用基準が厳格となりました。厳守して下さい。)
ク)会場の整理整頓の厳守(各チーム内での伝達徹底のこと)
特にタバコは指定の場所・自販機で購入の空き缶・ペットボトルは所定の場所へ。弁当、その他のゴミは各チームで持ち帰ること。
ケ)体育館当番チームはコート設営・最終ゲーム終了後コートの後始末をお願い致します。
コ)体育館当番チームは個人・戦績記録はゲーム終了後に連盟役員へ提出のこと。
サ)帯同審判はJBAの資格を有するものとする。 |
| 12 | その他 | 総務・競技・審判関係
* 総務関係
山田 真佐一 携帯 090-3403-3706
* 競技関係
植木 直人 携帯 090-8257-9997
* 審判関係
丸山 大 携帯 080-5425-7919 |

新潟県バスケットボールリーグ内規

- 第1条 (目的)
新潟県バスケットボールリーグ規定に基づき、その競技に関する内規を定める
- 第2条 (加盟)
1 リーグへの加盟は、新潟県クラブバスケットボール連盟登録チームである
未登録チームの本リーグのみへの加盟は認めない
2 選手の登録期間は1年間とし、年度途中における登録の変更は原則として認めない
ただし、年度途中における追加登録は競技委員会の協議をへて理事会で決定する
- 第3条 (競技)
1 リーグ戦のスケジュール(日程・会場・対戦チーム等)の編成は、理事会で協議して決定する
2 審判の割当ては理事会で協議して決定する
3 実施日時は協会主催の行事に支障のない日曜日及び平日の夜間を利用するものとする
夜間の試合については、原則として午後7時10分試合開始、終了予定時刻は午後9時以内とする
4 日曜日の会場使用は原則として、8時30分よりゲーム終了までとする
5 筆記用具、スコアシートが無くなった時、時計が動かなくなった時は連絡の事
6 チーム全員がユニフォームを上下そろえて出場する事
7 ヘアピン・ピアス・指輪・その他危険と思われる物の着用をしない事
8 男子の選手は、試合中ユニフォームのシャツはパンツの中に必ず入れる事
9 その他については、日本バスケットボール協会『バスケットボール競技規則』により行う
10 審判・TOにあたっている人は、必ず該当試合の20分前にその用意をしている事
- 第4条 (体育館の使用、当番チームの任務については、下記事項を厳守する事)
1 会場管理、後始末、終了後のお礼、挨拶等については、当番チームが体育施設管理責任者と事前、事後に十分な措置をする事
2 会場となる体育館の使用規定を厳守する事。特に下記については当番チーム及び全選手が厳守し、公共施設利用のマナーを遵守する事
(1) 館内、館外で使用するシューズを明確に区別し、土足のまま館内に入ったり、バスケットシューズで館外に出る事のないようにする
(2) 館内での喫煙は絶対に厳禁とし、館外に必要な喫煙所を指定して設ける事
飲食については、当該施設の利用規定にしたがう事
(3) 終了後は当番チームが館内を清掃し、戸締りの確認をする
(4) 試合当日(特に試合終了後)の飲酒は絶対に禁止するものとする
(5) ゲームのマナー及び公共施設利用のマナーに著しく反する行為や器物損壊等、反社会的行為のあったチーム及び選手については、理事会において登録を抹消するなどの処置を行うことができるものとする
(6) 日曜日の会場使用は原則として、8時30分よりゲーム終了までとする
(7) 筆記用具、スコアシートが無くなった時、時計が動かなくなった時は連絡の事
- 第5条 (当番チームの責務)
1 会場の設営、管理はすべて当番チームの責任とする
2 当番チームは審判、TOが日程及び時間どうり進行するように準備する
3 当番チームは1試合目にTOを行う事。ただし1日の試合予定数が8試合など当番チームが前半、後半に分かれている時は前半当番チームが1試合目、後半当番チームが5試合目のTO担当とする
4 試合の結果(成績)は当日の試合終了後までに事務局に報告する事
- 第6条 (罰則、ペナルティ金規定)
1 登録に関する違反が生じた場合はペナルティとする
2 帯同審判員は所定の服装、ワッペンを必ず付け審判をする事
3 審判員、TO、選手に対しての暴言暴力は厳罰とし、暴力を振るった選手は登録抹消とする
4 TOは各チームが責任を持って、ゲーム前・ゲーム後であってもスムーズに行う事
無断で実施しなかった場合はペナルティとする
5 棄権した場合はペナルティとし下部へ降格とする。対戦相手チームには5,000円支払う
6 当番チームが準備、後片付けをしなかった場合は、ペナルティとする

- 7 上記のペナルティについては、2年間に2回となると次年度からのリーグへの参加が出来ないものとする。
- 8 その他、上記以外の問題が生じた場合は常任理事会で別途協議の上処罰を決定する。

第7条

(会計)

- 1 参加料は年会40,000円とする。
- 2 参加料は体育館の使用料、照明費、審判費、連絡事務費(謝礼を含む)等にあてるものとする。

新潟県バスケットボール運営委員会にて平成29年2月10日制定(平成29年4月1日より施行する。)

処置
「(ある基準や判断に従って)適切に取り扱うこと」

措置
「(ある判断を下して)物事がうまく運ぶように取り扱うこと」